

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 4 月 16 日

全国健康保険協会宮崎支部
支部長 星原 一弘

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

令和 7 年度 個人情報書類等の収集運搬・廃棄処理業務委託

予定数量：年間 6,000kg

(年 2～3 回実施予定。1 回目約 4,000kg、2～3 回目合計約 2,000kg)

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 契約期間

契約締結年月日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

仕様書による

(5) 見積競争方法

契約は、本調達にかかる一切の費用を含んだ 1kg 当たりの単価契約とする。見積金額は、契約希望単価（小数点第 1 位まで）に予定数量を乗じた金額（1 円未満切り捨て）とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守し、適正に処分できる能力を有する者であること。
- (7) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証のうちいずれかの認証を取得している事業者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 見積書等の提出場所等

(1) 見積書等提出先及び仕様書配布場所

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
全国健康保険協会宮崎支部 企画総務グループ 担当 春山
電話：0985-35-5365

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

上記(1)と同じ

(3) 見積書等の提出期限

日時 令和7年4月28日(月) 13時00分 厳守

4 提出書類

(1) 見積書

見積金額は、契約希望単価(小数点第1位まで)に予定数量を乗じた金額(1円未満切り捨て)とする。

事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宮崎支部宛て提出すること。記載誤り及び記載漏れ押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。

(2) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証のうち、いずれか1つを取得している事業者であることを証する書面の写し。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

(3) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。

(4) 予定回数および予定数量の増減については、異議を述べることはできない。

(5) 見積金額は、本調達に係る一切の費用を見込むこと。

(6) 見積書提出後の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。

(7) 見積結果については、別途すみやかに連絡するものとする。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 契約相手方の決定方法

- ・当該案件を履行できると全国健康保険協会宮崎支部長が判断した者であって、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

- ・同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、くじ引きにより契約の相手方を決定する。その場合には、見積事務に関係のない当協会宮崎支部の職員が代理でくじ引きを引くものとする。

(10) 契約が決定した業者は、契約時に業務履行体制を別紙にて報告すること。

また、業務履行までに報告内容に変更があった場合は、変更内容を報告すること。

【参考】

- ・全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （１）契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （２）破産者で復権を得ない者
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （１）契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （２）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （３）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （４）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （５）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （６）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （７）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。